

令和８年度ひろしま雪山誘客促進協議会全県事業実施業務 公募型プロポーザル説明書

１ 業務概要

（１）業務の目的

ひろしま雪山誘客促進協議会（以下「協議会」という。）では、広島県北部の雪山を中心とした冬季観光誘客及び広島県の冬季観光ブランドの形成を推進するため、スキー場をはじめとする地域の多様な魅力を広島県内外へ発信する。本事業を通じて、当地域が冬季ならではの魅力を有し、冬季の周遊観光に適した地域であるとの認識の定着を図るとともに、スキー場への誘客促進につなげることを目的とする。

（２）業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

（４）事業予算額

7,300,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

２ 注意事項

（１）公募型プロポーザル参加資格確認申請書 提出期限

令和８年８月２４日（月） 午後５時（必着）

（２）仕様書等に対する質問書 提出期限

令和８年９月１日（火） 午後５時（必着）

（３）上記（２）に対する回答日等

令和８年９月２日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員に対して、別紙「仕様書等に対する質問書」に記載された連絡先に電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

（４）提案書提出先及び期限

①提案書提出場所

ひろしま雪山誘客促進協議会事務局（（一社）広島県観光連盟内）

メールアドレス：k-omoto@kanko-hiroshima.or.jp（尾本）

②提案書提出期限

令和８年９月４日（金） 午後３時（必着）

（５）提案書に関する審査

①審査方法

提案書に基づく書類審査を実施

②審査実施日

令和８年９月７日（月）から令和８年９月１０日（木）まで

③審査基準

別紙「提案書審査基準」により審査

④審査対象

提出期限内に提出された提案書

⑤審査結果の通知

令和８年９月１１日（金）までに、公募型プロポーザル参加資格確認申請書に記載された電子メー

メールアドレスに電子メールで通知する。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ①公募型プロポーザル参加希望者は、「公募型プロポーザル実施要領」で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。
- ②申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③申請書等に虚偽の記載をした者については、広島県に対して通報することがある。
- ④申請書等の提出は電子メールによる。

(7) 仕様書について

- ①仕様書等に対する質問がある場合は、上記第2項に定める期限までに、仕様書等に対する質問書を電子メールにより提出すること。なお、提出の際は、件名を「【質問書送付】令和8年度ひろしま雪山誘客促進協議会全県事業実施業務について」とすること。

《送付先アドレス》 k-omoto@kanko-hiroshima.or.jp（尾本）

《確認先電話番号》 082-241-8911（ひろしま雪山誘客促進協議会事務局）

- ②上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者からの質問にのみ回答する。

(8) 最優秀提案者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ①最優秀提案者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ②上記の通知を受けた者は、協議会に対してその理由説明を求めることができる。
- ③この説明を求める場合は、令和8年9月16日（水）までにその旨を記載した書類を提出すること。
- ④上記に対する回答は、令和8年9月17日（木）までに書面により行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払とする。ただし、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の全額又は一部を概算払することができる。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成並びに提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 虚偽の記載をした場合について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、広島県に対して通報することがある。

(13) 提出された提案書について

- ①提出された提案書は、返却しない。
- ②提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者が無断で使用しないものとする。ただし、情報公開請求に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

一般社団法人広島県観光連盟公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

一般社団法人広島県観光連盟財務規程に基づき執行する。

(3) 契約の締結

公募型プロポーザル実施により決定した最優秀提案者と、提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、予算の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の評価値を得た者と協議の上、契約を締結する場合がある。

4 公正なプロポーザルの確保

(1) 公募型プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 公募型プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) 公募型プロポーザル参加者は、業務予定者の選考前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 公募型プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公平に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

5 その他

(1) プロポーザルに関し、ひろしま雪山誘客促進協議会から受領又は閲覧した資料等は、了解なく公表又は使用してはならない。

(2) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。

(3) 公募型プロポーザル参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(4) 提案書提出後、提案書の内容について質問すること及び提案書の補正を命じることがある。

(5) 提案を取り下げる場合は、速やかに、辞退届を提出すること。辞退届の受付をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。なお、この場合であっても、提出された書類は返却しない。また、提案書の提出期限までに提案書を提出しない者は辞退したものとみなす。

6 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 企画提案書作成要領
- ☐ 提案書審査基準
- ☐ 業務委託仕様書
- ☐ 業務委託契約書（案）
- ☐ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書
- ☐ 仕様書等に対する質問書

連絡先：ひろしま雪山誘客促進協議会
担 当：尾本（（一社）広島県観光連盟内）
電 話：082-241-8911
メール：k-omoto@kanko-hiroshima.or.jp